

5月9日(水) 本年度第40回(通算2632回) 12時30分～ 釧路プリンスホテル

『人間尊重・更生保護と保護司の役割』 担当/社会奉仕委員会

☆お客様と来訪ロータリアン

・ 中村 大二郎様 (釧路地区保護司会 前会長)

☆メイクアップ

4月25日 足立 功一君

(ロータリー財団ゾーンチーム研修)

☆出席報告【会員総数65名 免除9名 出席計算に用いた会員数65名】

本日の出席者 32名

本日の出席率 49.2%

☆ニコニコ献金 (今年度累計 726,000円)

- ・ 中村会長、今日のご講演宜しく申し上げます ～能登信孝君、田中和紀君、石井東洋彦君
- ・ 27年ありがとうございます 千田 清君
- ・ お花ありがとうございます 岡田 拓君
- ・ もぐら会13日ご参集お願いします 坂入信行君

☆会長挨拶
《能登会長》



皆さんこんにちは、連休の中の5月2日を休会にしましたので2週間ぶりの例会です。毎週の水曜日が来るのがすぐでしたが、今日は久しぶりの例会と感じております。ゴールデンウィークを会員の皆さんはいかが過ごされたでしょうか、私は、建築関係の不況で仕事も少ないので9連休をさせて頂きました。

今日のプログラムは、釧路地区保護司会前会長の中村大二郎様に「人間尊重 更生保護と保護司の役割」のテーマでお話をして頂く事になっております。私も含め会員の皆さんも保護司さんの仕事は、犯罪や非行に陥った人の更生を支援するくらいしか知りません中村様よろしくお願い致します。

☆幹事報告
《田中幹事》



- ①. 来週、5月14日 月曜日 全日空ホテルにおいて12時30分より西クラブへの集団メーキャップを予定しております。今日現在で出席予定者19名となっております。
- ②. ロータリーの友5月号とロータリアン5月号が届いております。



「更生保護と保護司の役割」

釧路地区保護司会
前会長 中村 大二郎様

更生保護と保護司の役割

1. 「更生保護』のとは

- ◎国の更生保護の機関
 - 更生保護活動サポートセンター
 - 更生保護女性会
 - BBS会
 - 協力雇用主
 - 更生保護施設
 - 更生保護協会

2. 保護司

- ◎保護司について基本事項を定めた法律「保護司法」
- ◎保護司の任務

3. 更生保護の新しい展開

- ◎更生保護の基幹となる法律 新しい「更生保護法」
 - これらの背景には

主な施策例

- ◎「自立更生促進センター』構想
 - 自立更生促進センター
 - 就業支援センター
- ◎地域生活定着支援センター 法務省と厚生労働省の連携
- ◎NPO法人道東就労支援事業者機構

4. 保護司会の課題

- ◎保護司会活動の変化が保護司の変化に
- ◎保護司の確保
- ◎更生保護活動サポートセンター

更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

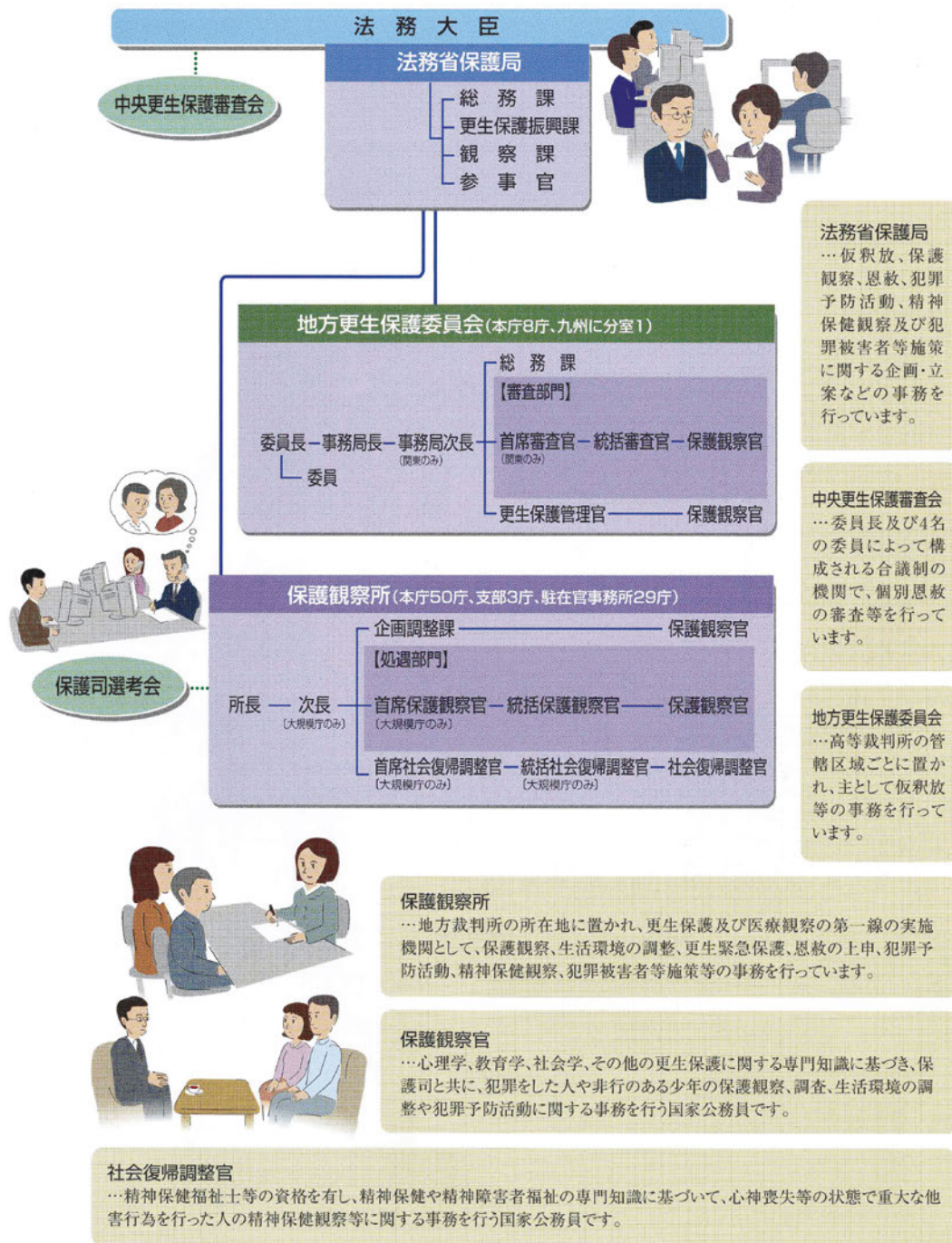
更生保護のトピックス

更生保護においては、以下の施策に重点的に取り組んでいます。

- 刑務所出所者等の帰住先・就労先の確保の強化
- 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の充実
- 社会復帰のための生活環境の調整の充実
- 薬物事犯者等特定の問題を抱える者への指導・支援の強化
- 社会貢献活動の導入に向けた取組
- 犯罪被害者等の方々のための各種施策の実施
- 保護司を始めとする民間協力者の活動基盤の整備



更生保護を担う機関



更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

●保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約5万人が活動しています。

●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

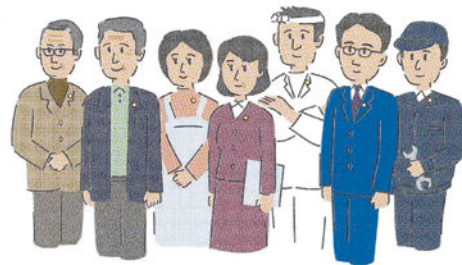
●任期と定年

保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。ただし、再任は76歳未満までとされています。

●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康



更生保護サポートセンター

保護司や保護司会が地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約18万5千人の会員が活動しています。



BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する「ともだち活動」、「非行防止活動」、「自己研鑽」の3つを柱として実践活動を行っており、約4,700人の会員が活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約9,300の事業主が協力しています。



更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人々に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に104施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

近年、更生保護施設では、処遇の充実に取り組んでおり、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定した施設において、高齢・障害等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑に福祉等へ移行される取組も実施しています。



ある更生保護施設の外観



SSTセッションの様子



居室の例

自立準備ホーム

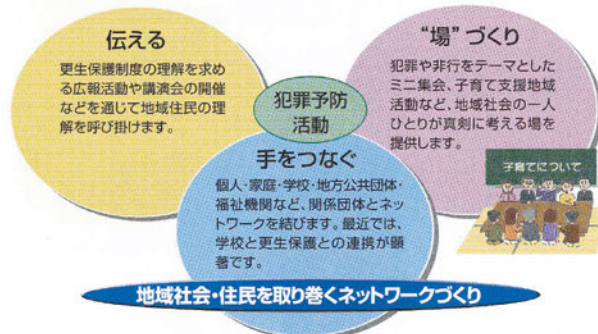
自立準備ホームは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人や社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして、自立を促します。施設の形態はさまざまで、集団生活をするところもあれば、一般のアパートを利用する場合もありますが、いずれの場合もホームの職員が毎日、生活指導などを行います。

更生保護協会

更生保護法人等のうち「更生保護協会」といった名称の団体は、更生保護施設、保護司、更生保護女性会、BBS会などの円滑な活動のための、資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っています。また、特に困窮した刑務所出所者等に対する相談等も行っています。更生保護協会は、全国で66団体あります。

犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進・強化し、犯罪や非行を未然に防ぐため、更生保護では犯罪予防活動を推進しています。



保護観察

●保護観察の目的・種類

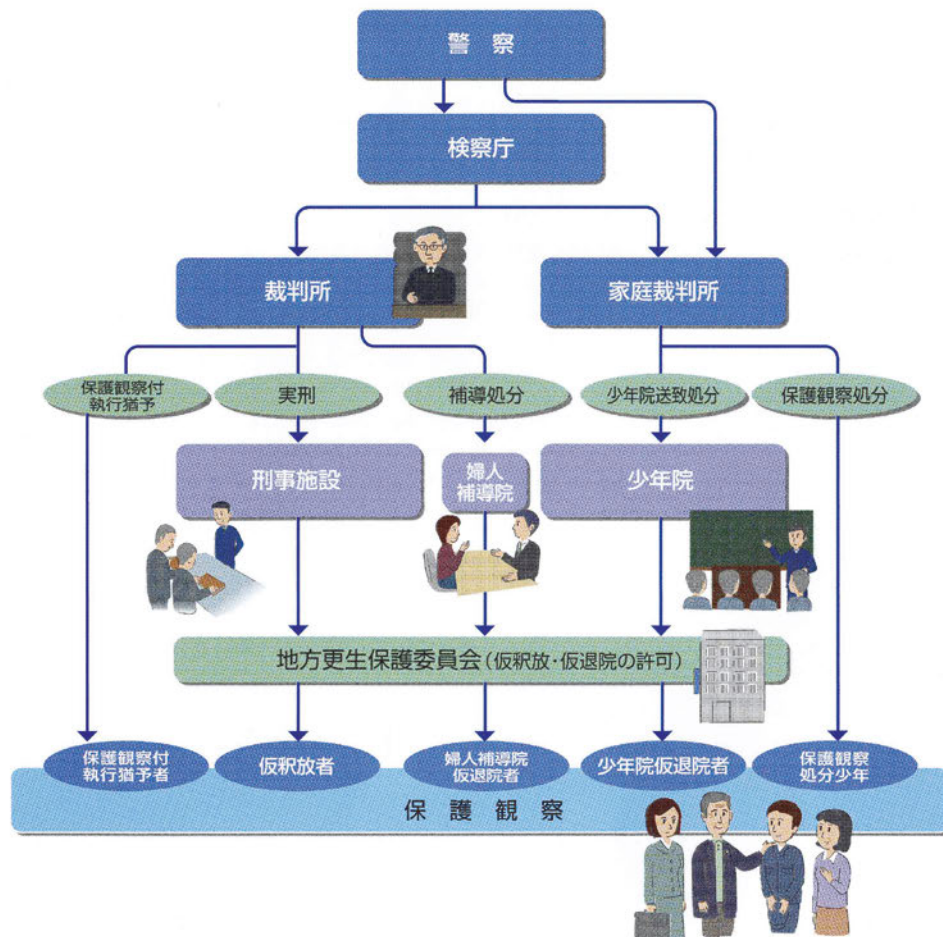
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人とその対象となります。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間



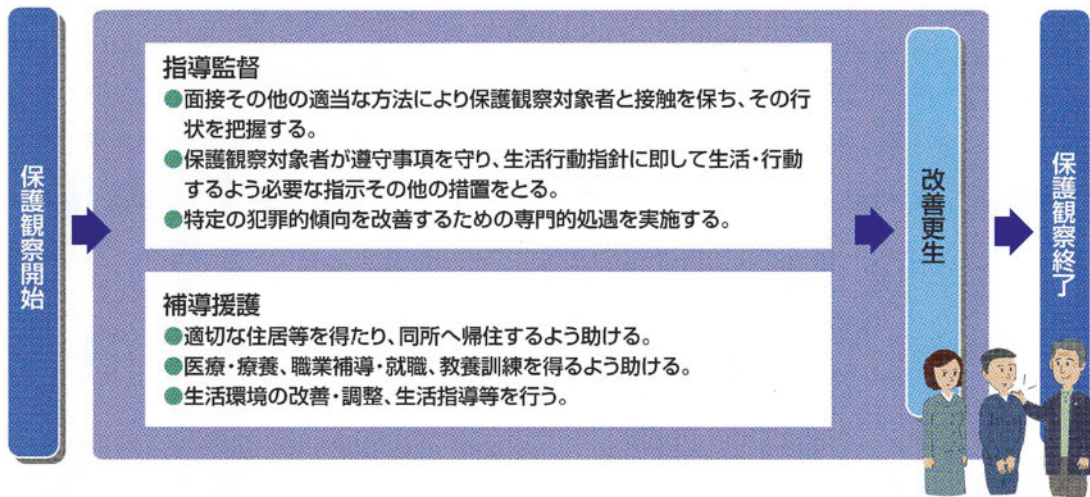
保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

●保護観察の流れ



●保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	・ 食事の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給貸与 ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。